



ひとり親家庭のしおり

狛江市子育て支援課

はじめに

このたび、ひとり親家庭に関する各種制度をまとめた「ひとり親のしおり」を作成しました。

作成にあたっては東京都、各制度実施機関、市の関係各課などに協力いただき、ご利用いただきやすいよう心がけました。

このしおりをご活用いただくことでひとり親家庭の方々の負担が少しでも軽減され、生活支援のお役に立つことができれば幸いです。

なお、このしおりは「狛江市ホームページ」からでも閲覧することができます。

平成 21 年 12 月

※狛江市ホームページ

(ホーム→暮らしのガイド→母子・父子・女性)

制度等については、変更される場合もありますので、詳細については各問い合わせ先に照会してください。

も く じ

			利用できる方		
			母子家庭	父子家庭	寡婦
こ ま っ た と き （ 相 談 ）	ひとり親家庭とは	4			
	寡婦とは	4			
	ひとり親家庭相談	5	○	○	○
	女性悩みごと相談	6	○		○
	民生・児童委員	6	○	○	○
	ひとり親家庭電話相談	7	○	○	○
	「母子相談の家」土曜でんわ相談	7	○	○	○
	児童扶養手当	8	○		
	児童育成手当	10	○	○	
	児童手当	11	○	○	
手 当 ・ 年 金	遺族基礎年金	12	○		
	遺族厚生年金	12	○		
	国民年金保険料の免除	12	○	○	○
	ひとり親家庭等医療費助成	13	○	○	
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	15	○	○	
	母子福祉資金	16	○		
	女性福祉資金	18	○		○
	生活福祉資金	19	○	○	○
	チャレンジ支援貸付	21	○	○	
	緊急援護資金	22	○	○	○
く ら し の こ と	生活保護	23	○	○	○
	養育費について	23	○	○	
	都営住宅	24	○	○	○
	母子生活支援施設	25	○		
	母子家庭自立支援教育訓練給付金	26	○		
	母子家庭高等技能訓練促進費	27	○		
	東京都立職業能力開発センター	28	○	○	○
	東京都就職チャレンジ支援事業	28	○	○	○
	ハローワーク（公共職業安定所）	29	○	○	○
	東京しごとセンター	30	○	○	○
し ご と の こ と	東京しごとセンター多摩	30	○	○	○
	マザーズハローワーク東京	31	○	○	○

			利用できる方		
			母子家庭	父子家庭	寡婦
こどものこと（保育・育成）	東京都母子家庭等就業・自立支援センター	ページ 31	○	○	○
	母子家庭及び寡婦自立促進講習会	31	○		○
	生活サポート特別貸付事業	32	○	○	○
	保育所（認可保育所）	33	○	○	
	認証保育所	34	○	○	
	市内保育室（赤いほっぺ・あられ保育室）	34	○	○	
	家庭福祉員	35	○	○	
	病児保育	36	○	○	
	一時保育	37	○	○	
	ショートステイ	38	○	○	
	ファミリー・サポート・センター	38	○	○	
	学童クラブ	39	○	○	
	子育てひろば	39	○	○	
	子ども家庭支援センター	40	○	○	
	子育て支援課	40	○	○	
こどものこと（相談）	児童相談所	41	○	○	
こどものこと（就学援助）	独立行政法人日本学生支援機構奨学金	42	○	○	
	東京都育英資金	42	○	○	
	あしなが育英会	42	○	○	
	交通遺児育英会	42	○	○	
	国の教育ローン	42	○	○	
	義務教育就学援助	42	○	○	
	狛江市奨学生	42	○	○	
	税の軽減	43	○	○	○
優 遇 制 度	市・都民税の非課税	43	○	○	○
	利子非課税制度	43	○		○
	JR通勤定期乗車券の割引	44	○		
	都営交通の無料乗車券	44	○		
	水道・上下水道料金の減免	45	○		
	家庭用ごみ指定収集袋の減免	45	○		
	粗大ごみ収集手数料の免除	45	○		
	関係機関一覧・インターネットで情報収集	46			
関 係 機 関 一 覧					

ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方が20歳未満のお子さんを扶養している家庭をいいます。

- 配偶者が死亡した方
- 配偶者と離婚した方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が長期間海外にいるか、または拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が精神または身体の障がいにより、長期間働くことができない方
- 結婚によらないで母になった方

寡婦とは

かつて母子家庭の母であった方で、お子さんが成人した現在、配偶者のいない方をいいます。

それぞれの制度によって、ひとり親家庭の定義、対象の範囲、お子さんの年齢区分等が異なりますので、詳細はそれぞれの制度の説明をご覧ください。また、または窓口へお問い合わせください。

こまったとき（相談）

ひとり親家庭に関するさまざまな悩みごとについて相談できる機関があります。
相談は全て無料です。まずはお気軽にご相談ください。

ひとり親家庭相談

粕江市では、母子自立支援員が、ひとり親家庭の日頃かかえている悩みごとと一緒に考え、必要な情報提供、関係機関への紹介など問題解決のお手伝いをしています。生活や経済上のこと、ご自身の就業や子どもの就学について、心の問題や健康、養育費のことなど、相談は何でも構いません。お気軽にご相談ください。

ご相談の方法は、電話や面接が主ですが、必要があれば訪問もいたします。なお、来所の場合は、緊急の場合を除いて事前の電話予約をお願いしています。

【相談員】 母子自立支援員 ※専門の女性相談員が対応します。

【相談日】 月～金曜日 午前8時30分から正午および午後1時から5時

【相談場所】 子育て支援課（市役所3F）

窓口および問い合わせ

粕江市児童青少年部子育て支援課企画支援係

母子自立支援員 Tel 03-3430-1111（内線2399）

☆母子自立支援員とは、母子及び寡婦福祉法に基づき、母子家庭（父子家庭を含む）、寡婦を対象にその自立に必要な情報提供、相談・指導などの支援、就業能力の向上への支援などを行う者です。

こまったとき
（相談）

年手
金当

のく
らし

のす
こ
ま
い

のし
こ
と

こ
こ
も
の
こ
と
（保育・育成）

こ
こ
も
の
こ
と
（相談）

こ
こ
も
の
こ
と
（就学援助）

優
遇
制
度

こまつたとき
(相談)

年手
金当

のく
こらし

のす
こまい

のし
こと

こども
(保育・育成)

こども
(相談)

こども
(就学援助)

優
遇
制
度

女性悩みごと相談

女性の様々な悩みごとを聴き、解決するための糸口となるよう専門のカウンセラーが相談に応じます。「自分自身の生き方のこと」「夫婦・家族間の問題」「心の問題や健康、からだのこと」「夫婦・家族間の問題」「職場や地域の人間関係」「セクハラやストーカー、ドメスティックバイオレンス(DV)」などについて、相談を受けられますので、お気軽にご利用ください。

【相談員】 カウンセラー ※専門の女性相談員が対応します。

【相談日】 毎月第2・4・5水曜日 午前9時～正午

【相談場所】 相談室(市役所2F) ※事前予約制

窓口および問い合わせ

狛江市企画財政部政策室協働調整担当

TEL03-3430-1111(内線2454)

※予約は広報広聴担当(内線2402・2403)になります。

民生・児童委員

狛江市には、厚生労働大臣から委嘱された民生委員がいます。民生委員は、児童委員も兼ねており、生活上の心配事や子どもの養育上の悩み等を抱えている人の相談相手となっています。

民生・児童委員は、住民の抱える問題を迅速、的確に把握できるように常日頃から調査活動にあたり、住民の声を行政や関係機関に伝え、いろいろな福祉サービスの情報の提供と周知に努めています。

よりよい解決をめざして、共に考える姿勢で相談にあたっております。あなたの人権と秘密は守られますので、身近な隣人としてお気軽に話しかけてください。

窓口および問い合わせ

民生・児童委員は、自宅の玄関に「東京都民生委員・児童委員」という門標をかがけています。わからない場合は、狛江市福祉保健部福祉サービス支援室総合調整担当にお尋ねください。

TEL03-3430-1111(内線2274)

ひとり親家庭電話相談（日曜日・祝日）

仕事や子育てなどで平日ご相談できないひとり親家庭を対象に、日曜日と祝日に電話相談を行っています。生活上の心配事、健康についての不安、子どもに関する悩み、住まいや仕事のことなどについて、経験豊かな相談員が相談に応じます。

【相談日】 日曜・祝日（年末年始を除く） 午前9時～午後4時

相談窓口

ひとり親Tokyo <<（財）東京都母子寡婦福祉協議会>>

Tel 03-5261-1341

「母子相談の家」土曜でんわ相談

日々の仕事や子育てに追われ、相談する時間もなく、悩みを抱えていませんか？
ひとり親家庭の方が日常生活上困ったこと、悩みごとなど身近な問題を気軽に相談できるよう、毎月第1土曜日に同じ立場の先輩による電話相談を行っています。

【相談日】 毎月第1土曜日 午前10時～午後4時

相談窓口

ひとり親Tokyo <<（財）東京都母子寡婦福祉協議会>>

Tel 03-5261-1341

こまつたとき
（相談）

年手
金当

のくらし
のこと

のすまい
のこと

のしごと
のこと

こどものこと
（保育・育成）

こどものこと
（相談）

こどものこと
（就学援助）

優遇
制度

手当・年金

対象者は各制度によって異なります。支給要件に該当する方は各窓口にてお手続きをお忘れなく。なお、制度等について変更される場合もありますので、詳細については、各問い合わせ先に照会してください。

児童扶養手当

父がいなかったり、または父が重度の障がいである場合、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障がいを有する場合は20歳未満）児童を養育している母または養育者に支給される手当です。所得等の制限があります。

<対象>

次のいずれかの状態にある児童を養育している母または父母以外で児童を養育する方が申請できます。

- 1 父母が離婚または婚姻を解消した児童
- 2 父が死亡または生死不明である児童
- 3 父が重度の障がいを有する児童
- 4 父が1年以上拘禁されている児童
- 5 父に1年以上遺棄されている児童
- 6 婚姻によらないで生まれた児童

<支給制限>

次のいずれかに該当する場合は、手当の申請をすることができません。

- 1 児童または受給資格者の住所が日本国内でない場合
- 2 児童または受給資格者が公的年金を受給できる場合
- 3 児童が父に支給される公的年金の加算対象の場合
- 4 児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く）に入所している場合
- 5 児童が里親に委託されている場合
- 6 児童が父と生計を同じくしている場合
- 7 児童が母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されている場合

＊住民票が同住所にある場合等は、事実上の配偶者とみなされます。

※上記支給対象と認定されても、申請者または扶養義務者の前年（1月から6月までの請求については前々年）の所得が下表の所得限度額以上のときは、当該年度の手当は支給停止となります。

<所得制限>

*平成21年12月現在

扶養親族等人数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人以上	1人につき38万円加算		

*ご本人で確認される場合の目安となります。正式な審査は、申請された後に行います。

*扶養義務者とは、同居の父母・祖父母等の直系血族と兄弟姉妹をいいます。

*申請者が母の場合、児童の父から支払われた養育費の受け取りがあった場合は、その額の80%を所得に加算します。

*所得とは、給与所得者の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告の方は確定申告書の「所得金額の合計額」をいいます。

*社会保険料控除8万円のほか、医療費控除等が控除できます。医療費控除のほかにも法令で細かく規定されていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

<手当月額>

全部支給 月額41,720円

一部支給 月額41,710～9,850円（所得により決定）

第2子は5,000円、第3子以降は3,000円が加算されます。

<支給方法>

申請のあった月の翌月分から毎年4月・8月・12月に、その前月までの分を支給

窓口および問い合わせ

狛江市児童青少年部子育て支援課手当助成係

TEL03-3430-1111（内線2314）

こまつたとき
(相談)

年手
金当

のく
らし

のす
こま
とい

のし
こと

(こども
のこ
こと
保育・
育成)

(こども
のこ
こと
相談)

(こども
のこ
こと
就学
援助)

優
遇
制
度

児童育成手当

父または母がいないか、父または母が重度の障がいである場合、18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を養育している父もしくは母、または養育者に支給される手当です。所得等の制限があります。

<対象>

次のいずれかの状態にある児童を養育している父または母、または父母以外で児童を養育する方が申請できます。

- 1 父母が離婚または婚姻を解消した児童
- 2 父または母が死亡または生死不明である児童
- 3 父または母が重度の障がいを有する児童
- 4 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 5 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 6 婚姻によらないで生まれた児童

<支給制限>

次のいずれかに該当する場合は、手当の申請をすることができません。

- 1 児童が、児童福祉施設等（通園施設等を除く）に入所している場合
- 2 児童が里親に委託されている場合
- 3 児童が、父母と生計を同じくしている場合
- 4 児童が父および父の配偶者または母および母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されている場合*住民票が同住所にある場合等は、事実上の配偶者とみなされます。

※上記支給対象と認定されても、申請者の前年（1月から4月までの請求については前々年）の所得が下表の所得限度額以上のときは当該年度の手当は支給されません。

<所得制限>

*平成21年12月現在

扶養親族等人数	受給資格者本人
0人	360.4万円
1人	398.4万円
2人	436.4万円
3人	474.4万円
4人以上	1人につき38万円加算

*ご本人で確認される場合の目安となります。正式な審査は、申請された後に行います。

*所得とは、給与所得者の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告の方は確定申告書の「所得金額の合計額」をいいます。

＊社会保険料控除8万円のほか、医療費控除等が控除できます。医療費控除のほかにも法令で細かく規定されていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

<手当月額>

児童1人につき月額13,500円

<支給方法>

申請のあった月の翌月分から毎年6月・10月・2月に、その前月までの分を支給

窓口および問い合わせ

狛江市児童青少年部子育て支援課手当助成係

Tel 03-3430-1111（内線2314）

児童手当

<対象>

小学校修了前（12歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している方に支給される手当です。所得等の制限があります。

<所得制限>

詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

<手当月額>

3歳未満の児童については、月額10,000円

3歳以上の児童については、1人目・2人目のとき月額5,000円

3人目以降のとき月額10,000円

<支給方法>

申請のあった月の翌月分から毎年6月・10月・2月に、その前月までの分を支給

窓口および問い合わせ

狛江市児童青少年部子育て支援課手当助成係

Tel 03-3430-1111（内線2314）

★各手当の詳細は、狛江市ホームページからもご覧いただけます。

＊児童扶養手当・児童育成手当（ホーム→暮らしのガイド→母子・父子・女性）

＊児童手当（ホーム→暮らしのガイド→児童）

こま
つた
とき
（相
談）

年
手
金
当

の
く
ら
し
の
こ
と

の
す
ま
い
の
こ
と

の
し
こ
と
の
こ
と

こ
こ
の
こ
と
（保
育
・
育
成）

こ
こ
の
こ
と
（相
談）

こ
こ
の
こ
と
（就
学
援
助）

優
遇
制
度

こま
つた
とき
(相談)

手
金
当

のく
らし

のす
まい
こと

のし
こと

こ
ども
の
こと
(保育・育成)

こ
ども
の
こと
(相談)

こ
ども
の
こと
(就学援助)

優
遇
制
度

遺族基礎年金

国民年金に加入している人などが亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。

受給には一定の要件がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

窓口および問い合わせ

狛江市福祉保健部健康支援課保険年金係

Tel 03-3430-1111 (内線2283)

遺族厚生年金

厚生年金保険に加入している人などが亡くなり、その人に生計を維持されていた妻、夫、子、父母、孫または祖父母に支給されます。

受給には一定の要件がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

窓口および問い合わせ

府中社会保険事務所

Tel 042-361-1011

国民年金保険料の免除

国民年金の第一号被保険者については、収入が少なく保険料が納められない場合や、生活保護を受けている場合もしくは、障害年金を受けている場合などに、保険料が免除されます。この免除には「法定免除」と「申請免除」があります。

詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

窓口および問い合わせ

狛江市福祉保健部健康支援課保険年金係

Tel 03-3430-1111 (内線2283)

くらしのこと

ここでは、医療やホームヘルプサービスなどの生活上の支援制度や、生活資金や修学資金等の貸付制度などの手当以外の経済的支援などを紹介しています。

ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(一定の障がいがある場合は20歳未満)の児童を養育している母子家庭または父子家庭、または養育者の家庭に対して、保険診療の自己負担分の一部を助成する制度です。所得等の制限があります。

<対象>

次のいずれかに該当する児童の父または母、または児童の父母以外で児童を養育している養育者です。

- 1 父母が離婚または婚姻を解消した児童
- 2 父または母が死亡または生死不明である児童
- 3 父または母が重度の障がいがある児童
- 4 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 5 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 6 婚姻によらないで生まれた児童

<支給制限>

次のいずれかに該当するときは支給の対象となりません。

- 1 児童が児童福祉施設等に入所しているとき又は里親等に委託されているとき
- 2 児童が父母と生計を同じくしているとき
- 3 児童が父および父の配偶者または母および母の配偶者(事実上の配偶者を含む)に養育されているとき*住民票が同住所にある場合等は、事実上の配偶者とみなされます。
- 4 国民健康保険・社会保険等に参加していないとき
- 5 生活保護を受けているとき

(次ページにつづきます)

こま
つた
とき
(相談)

年
手
金
当

の
く
ら
し
の
こ
と

の
す
ま
い
の
こ
と

の
し
こ
と
の
こ
と

こ
こ
の
こ
と
(保育・育成)

こ
こ
の
こ
と
(相談)

こ
こ
の
こ
と
(就学援助)

優
遇
制
度

こま
ま
た
と
き
(相
談)

※上記支給対象と認定されても、申請者または扶養義務者の前々年の所得が下表の所得限度額以上のときは、対象外となります。

※ 児童扶養手当に準拠しています。

年
手
金
当の
く
ら
しの
す
ま
いの
し
こ
とこ
こ
も
の
こ
と
(保
育
・
育
成)こ
こ
も
の
こ
と
(相
談)こ
こ
も
の
こ
と
(就
学
援
助)優
遇
制
度

<所得制限>

*平成21年12月現在

扶養親族等人数	ひとり親家庭の母又は父及び養育者	配偶者・扶養義務者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人以上	1人につき38万円加算	

*ご本人で確認される場合の目安となります。正式な審査は、申請された後に行います。

*扶養義務者とは、同居の父母・祖父母等の直系血族と兄弟姉妹をいいます。

*申請者が父母の場合、支払われた養育費の受け取りがあった場合は、その額の80%を所得に加算します。

*所得とは、給与所得者の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告の方は確定申告書の「所得金額の合計額」をいいます。

*社会保険料控除8万円のほか、医療費控除等が控除できます。医療費控除のほかにも法令で細かく規定されていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

<助成内容>

*住民税非課税世帯の方（扶養義務者含む）

保護者とその児童の保険診療分は無料です。ただし、入院時の食事療養標準負担額または生活療養標準負担額は自己負担となります。

*住民税課税世帯の方（扶養義務者含む）

保護者とその児童の外来・入院ともに保険診療の自己負担分の一部を助成。ただし、入院時の食事療養標準負担額または生活療養標準負担額は自己負担額となります。

窓口および問い合わせ

狛江市児童青少年部子育て支援課手当助成係

TEL03-3430-1111（内線2313）

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんあるいはお子さんが、一時的な傷病などで日常生活にお困りのときまたはひとり親家庭になった直後で生活が不安定なときに、育児や食事の世話などをお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

<派遣対象>

次のいずれかに該当するとき

- 1 ひとり親家庭になってから2年以内の家庭で派遣が必要な場合
- 2 小学校3年生を修了する前の児童がいる家庭で派遣が必要な場合
- 3 親又は中学生以下の子どもが一時的な傷病の場合
- 4 親族等の冠婚葬祭に親が出席する場合
- 5 日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的傷病の場合
- 6 技能習得のための通学、就職活動、出産、学校の公式行事参加等の場合

<援助内容>

食事の世話、住居の掃除及び整理整頓、被服の洗濯及び補修、育児（送迎は不可）、その他必要な用務

<派遣内容>

1ヶ月12回以内（1時間単位で最低2時間、最大8時間まで）

<費用>

所得に応じて一部費用が自己負担になります。

詳細は担当窓口へお問い合わせください。

窓口および問い合わせ

粕江市児童青少年部子育て支援課企画支援係

TEL 03-3430-1111（内線2312）

こまつたとき
(相談)

年手
金当

のく
こらし

のす
こまい

のし
ここと

ここのこと
(保育・育成)

ここのこと
(相談)

ここのこと
(就学援助)

優
遇
制
度

母子福祉資金

母子家庭の生活安定とその児童の福祉の増進を図るために、各種資金の貸付を行なっています。

<貸付を受けられる方>

都内に6ヶ月以上お住まいの母子家庭の母で、20歳未満の子を扶養している方

<連帯保証人>

貸付の日の6ヶ月前から都内に住所を有しており、一定の職業を持ち、または独立して生計を営んでいる方で、この資金について他の保証をしていない方一人が必要です。

<貸付の種類>

次ページをご覧ください。

<審査>

貸付にあたっては審査を行います。審査によってはお貸しできない場合があります。

<償還方法>

償還期限内に月賦・半年賦・年賦による元利均等償還となります。

<相談及び申込みについて>

まずは、母子自立支援員にご相談ください。相談後に申込みに必要な書類等をご案内いたします。なお、来所での相談の場合は事前の電話予約をお願いします。

窓口および問い合わせ

粕江市児童青少年部子育て支援課企画支援係

母子自立支援員 TEL03-3430-1111 (内線2399)

母子福祉資金貸付金一覧表

*平成21年12月現在

貸付金の種類	内 容	限度額	償還期間	利子
事業開始資金	事業を始めるのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830,000円 母子家庭の母の共同事業の場合 4,260,000円	7年以内	1.5% または 無利子
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000円	7年以内	1.5% または 無利子
技能習得資金	事業を開始または就職するために必要な知識技能を修得するために必要な資金	月額65,000円 (5年以内) 自動車免許取得の場合 460,000円	20年以内	1.5% または 無利子
修業資金	児童が事業を開始または就職に必要な技能を習得するために必要な資金	月額65,000円 (5年以内) 高校3年在学時に就職を希望する児童が自動車免許取得の場合460,000円	6年以内	無利子
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履き物等の購入資金（通勤のための自動車購入）	100,000円 通勤のために自動車を購入する場合320,000円	6年以内	1.5% または 無利子
医療介護資金	医療または介護保険によるサービス（介護）を受けるために必要な資金	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	5年以内	1.5% または 無利子
生活資金	1 技能習得期間中または医療もしくは介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金 2 母子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金 3 失業している期間中（但し、離職した日から1年以内）の生活を維持するために必要な資金（失業貸付期間1年以内）	69,000円～141,000円 相談により異なります	5年～ 20年以内	1.5% または 無利子
住宅資金	自己所有の住宅建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修または保全に必要な資金	1,500,000円 (災害・老朽等の場合は、 2,000,000円)	6年 または 7年以内	1.5% または 無利子
転宅資金	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金	260,000円	3年以内	1.5% または 無利子
結婚資金	児童の婚姻に際し必要な資金	300,000円	5年以内	1.5% または 無利子
就学支度資金	児童が小中学校、高校、短大、大学、高専または専修学校に入学するために必要な資金	学校種別により39,500円 ～590,000円	5年～ 20年以内	無利子
修学資金	児童が高校、短大、大学、高専または専修学校において修学するために必要な資金	学校種別により月額 18,000円～64,000円	5年～ 20年以内	無利子

女性福祉資金

女性の経済的自立と生活安定を図るために、各種資金の貸付を行っています。

<貸付を受けられる方>

- 1 配偶者がいない都内に6ヶ月以上お住まいの女性で
 - (1) 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方(所得制限なし)
 - (2) 親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方は年間所得が2,036,000円以下で次のいずれかに該当する方
 - ① かつて母子家庭の母として子を扶養したことのある方
 - ② 婚姻歴のある40歳以上の方
- 2 上記にあてはまらない方で、特に貸付の必要があると認められた方

<保証人>

貸付の日の6ヶ月前から都内に住所を有しており、一定の職業を持ち、または独立して生計を営んでいる方で、この資金について他の保証をしていない方一人が必要です。

<貸付の種類>

詳細については、窓口へお問い合わせください。

<審査>

貸付にあたっては審査を行います。審査によってはお貸しできない場合があります。

<償還方法>

償還期限内に月賦・半年賦・年賦による元利均等償還となります。

<相談及び申込みについて>

まずは、母子自立支援員にご相談ください。相談後に申込みに必要な書類等をご案内いたします。なお、来所での相談の場合は事前の電話予約をお願いします。

窓口および問い合わせ

狛江市児童青少年部子育て支援課企画支援係

母子自立支援員 TEL 03-3430-1111 (内線2399)

生活福祉資金（福祉資金・教育支援資金・総合支援資金）

所得の少ない世帯、障害者世帯、または介護を要する高齢者のいる世帯に、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に必要な資金の貸付を行います。なお、「総合支援資金」については、貸付対象者等の対象者が「福祉資金」・「教育支援資金」と異なりますので、詳細は問い合わせ先にご確認ください。

（福祉資金・教育支援資金共通）

<制度概要>

- 1 具体的な利用目的がある場合に、該当する資金種類の貸付を行います。
- 2 すでに支払を終えた経費については、貸付を行いません。
- 3 資金の種類に応じ、貸付条件・基準が定められています。
- 4 資金を借り受けるには民生委員による面接が必要です。また、返済が完了するまで民生委員による相談援助活動が行われます。
- 5 申込みから資金交付まで少なくとも1ヶ月程度かかります。
- 6 母子福祉資金、女性福祉資金、日本学生支援機構など、他の貸付制度の対象とならなかった理由が必要です（教育支援資金は除く）。

<貸付対象>

次の（1）～（3）のいずれかに該当する世帯で、他からの借入が困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込があると判断された世帯が対象です。

- （1）一定の収入基準を超えない低所得世帯
- （2）日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者がおり、一定の収入基準を超えない世帯
- （3）身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯

<連帯保証人>

借入申込者や連帯借入申込者と別世帯の方で、申込み時に65歳未満であり返済能力のある方が原則1名必要ですが、連帯保証人のいない方でも有利子（1.5%）で貸付は可能です。

<貸付の種類> 次ページをご覧ください。

<利子及び償還方法>

連帯保証人のいる方は無利子。連帯保証人のいない方は半利1.5%（緊急小口資金、教育支援資金は無利子）。最終償還期限を過ぎても返済が完了していない場合は、残元金に対し年10.75%の延滞利子が発生します。償還方法は、月賦による元利均等償還となります。

窓口および問い合わせ

狛江市社会福祉協議会

Tel 03-3488-0294

こまつたとき
（相談）

年手
金当

のくらし
のこと

のすこ
まとい

のしこ
とこと

こども
のこ
と（保
育・育
成）

こども
のこ
と（相
談）

こども
のこ
と（就
学援
助）

優
遇
制
度

生活福祉資金（福祉資金・教育支援資金・総合支援資金）貸付金一覧表 *平成21年12月現在

資金種類			貸付上限額の目安	据置期間	償還期間	利子	連帯保証人
福祉資金	福祉費	生業を営む為に必要な経費	4,600,000円	6ヶ月以内	20年以内 別途制限あり	保証人有 なら無利子 無なら年 1.5%	原則必要だが、無でも可
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	6ヶ月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年以内 5,800,000円	6ヶ月以内	8年以内		
		冠婚葬祭に必要な経費	500,000円		3年以内		
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費					
		就職、技能習得等の支度に必要な経費					
		その他日常生活上一時的に必要な経費	2,500,000円		7年以内		
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	1,700,000円				
		福祉用具等の購入に必要な経費	2,500,000円		8年以内		
		障害者用自転車の購入に必要な経費	5,136,000円		8年以内		
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	1,700,000円		10年以内		
		負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費			5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持する為に必要な経費						
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500,000円	6ヶ月以内	7年以内			
	緊急小口資金		100,000円	2ヶ月以内	8ヶ月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費	高校 35,000円/月	6ヶ月以内	14年以内	無利子	原則必要だが、無でも可	
		高専・短大60,000円/月					
		大学 65,000円/月					
	就学支度費	500,000円					
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの生活費用（12ヶ月以内）	6ヶ月以内	20年以内 別途制限あり	保証人有 なら無利子 無なら年 1.5%	原則必要だが、無でも可	
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ為に必要な費用					
	一時生活再建費	生活再建の為に一時的に必要な費用					

※「総合支援資金」については、貸付対象者等が「福祉資金」・「教育支援資金」と異なりますので、詳細は、粕江市社会福祉協議会までお問い合わせください。

チャレンジ支援貸付

生活安定化総合対策事業の一環として、学習塾などの費用や、大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子どもたちへの支援を目的としたものです。

<貸付の種類>

○学習塾等受講料貸付金

入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用の貸付

○大学受験料貸付金

大学（短期大学・専修学校・各種学校を含む）受験料の貸付

<貸付対象>

次の全てに該当する方

- 1 世帯の生計中心者であること
- 2 課税所得または総収入金額が一定基準以下であること
- 3 預貯金等資産の保有額が 600 万円以下であること
- 4 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場合の土地、建物は除く）
- 5 都内に引き続き 1 年以上（住民登録）していること
- 6 生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと

<連帯保証人>

本人と同一世帯でなく、かつ申込み時に 20 歳以上であること、本事業の収入要件を超える収入があること

<利子及び償還方法>

無利子。ただし、借用書で約束した返済期間を過ぎても返済が完了していない場合は、残元金に対し年 10.75%の延滞利子が発生します。償還方法は、月賦による均等返済となります。

また、高校あるいは、貸付対象となる大学等へ入学した場合、返済が免除（償還免除）になります。

（次のページにつづきます）

こま
まった
とき
(相談)

年
手
金
当

の
く
ら
し
こ
と

の
す
ま
い
こ
と

の
し
こ
と
こ
と

こ
こ
ど
も
の
こ
と
(保育・育成)

こ
こ
ど
も
の
こ
と
(相談)

こ
こ
ど
も
の
こ
と
(就学援助)

優
遇
制
度

こま
ま
た
と
き
(相
談)年
手
金
当の
く
ら
し
こ
との
す
こ
ま
い
こ
との
し
こ
と
こ
と(こ
ど
も
の
こ
と
保
育
・
育
成)(こ
ど
も
の
こ
と
相
談)(こ
ど
も
の
こ
と
就
学
援
助)優
遇
制
度

チャレンジ支援貸付一覧表

*平成21年12月現在

資金種類	貸付限度額	措置期間	償還期間	利子	資金の範囲
学習塾等受講料貸付金	中学3年生 150,000円 高校3年生とそれに 準ずるもの 200,000円	原則として、 貸付を行った 年度末の翌日 から6ヶ月以内	5年以内	無利子	対象となる学習塾等の費用で、 かつ原則未払いであること
大学受験料貸付金	105,000円(上限)				対象となる大学等の受講料で、 かつ原則未払いであること *一度の貸付で3回(校・学部) 分の受験料まで貸付可 *1校あたりの受験料は3万5千 円まで

<子どもの要件>

- 1 都内に1年以上在住していること
- 2 申込日の年度初め(4月1日)に20歳未満であること
 - ・学習塾等受講料貸付金の場合：中学3年生、高校3年生
(高校等を卒業し大学等の入学を希望するもの、高等学校卒業程度認定試験合格者を含む)
 - ・大学受験料貸付金の場合：高校3年生または高校等を卒業し大学等の入学を希望するもの
(高等学校卒業程度認定試験合格者を含む)

窓口および問い合わせ

狛江市社会福祉協議会

Tel 03-3488-0294

緊急援護資金

生活困難な市民で緊急に資金が必要な方に85,000円以内、り災のときは500,000円以内を貸し付けます。(収入による制限があります)。利子は無利子で連帯保証人が1人必要です。償還は翌々月から17ヶ月以内です。

窓口および問い合わせ

狛江市福祉保健部生活支援課生活福祉係

Tel 03-3430-1111(内線2211・2212・2213・2924)

生活保護

病気や失業のために収入が途絶えたり、また働いていても収入が少なくて生活に困っている方は、生活保護の申請ができます。

生活保護の制度は、国が生活に困窮するすべての国民に、最低限度の生活を保障し、あわせてその自立を助長することを目的としています。

具体的には、世帯ごとに厚生労働大臣が定めた基準で最低生活費を算定し、世帯の収入がその最低生活費を下回る場合に、その不足分を扶助するものです。

生活保護には、生活・住宅・教育・介護・医療など8種類の扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が適用されます。

窓口および問い合わせ

狛江市福祉保健部生活支援課生活福祉係

Tel 03-3430-1111（内線2211・2212・2213・2924）

養育費について

養育費とは、お子さんが自立するまでに要する費用です。衣食住に掛かる経費、教育費、医療費などを指します。

離婚して夫婦の関係は切れても親と子の関係は切れません。親権者であるかどうかにかかわらず、どちらの親も子どもを養育し、幸せにする責任があります。養育費はお子さんに対して、自分と同程度の生活を保障するという強い義務で、自己破産しても負担義務はなりません。

また、養育費は離婚時だけでなく、離婚後でもいつでも請求できます。

窓口および問い合わせ

* 狛江市児童青少年部子育て支援課企画支援係

母子自立支援員 Tel 03-3430-1111（内線2399）

* 養育費相談支援センター Tel 03-3980-4108

フリーダイヤル Tel 0120-965-419（一般電話のみ）

* 母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親 Tokyo）

Tel 03-5261-1278

こま
つた
とき
（相
談）

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
こ
ま
い

の
し
こ
と

こ
こ
ど
も
の
こ
と
（保
育
・
育
成）

こ
こ
ど
も
の
こ
と
（相
談）

こ
こ
ど
も
の
こ
と
（就
学
援
助）

優
遇
制
度

すまいのこと

住居費用が生活費の中で占める割合は大きいものです。

ここでは、東京都が管理・募集している公営住宅等の紹介をします。

都営住宅

下記の要件に当てはまる方は定期的に募集のある都営住宅に申し込むことができます。

<入居資格(概要)>

次の要件のすべてにあてはまる方

- 1 都内に居住していること（家族向ポイント方式または単身者向は引き続き3年以上の居住が必要）
- 2 申込者本人が成年（20歳未満の既婚者含む）であること
- 3 同居親族がいること（単身者向は同居家族がいないこと）
- 4 世帯の所得金額が基準内であること
- 5 住宅に困っていること
- 6 申込者（同居家族含む）が暴力団員でないこと

※各募集時期によって資格が異なりますので、お申込み時には必ず詳細をご確認ください。

<募集予定>

対象世帯	募集期間
① 家族向・単身者向	5月・11月
② 家族向（ポイント方式）・単身者向	2月・8月

＊募集期間、募集内容については、変更することもあります。

＊他に、地元割り当てがある場合もあります。

募集時期については、狛江市の広報でお知らせします。

- ①あき家の一部の地区でひとり親世帯（申込者本人が配偶者のいない方であり、同居親族が20歳未満の子だけであること）、生活保護世帯、DV被害世帯、高齢者世帯等について、当選率が一般世帯より最大で5～7倍程高くなる優遇制度があります。
- ②家族向ポイント方式とは、ひとり親世帯（母子・父子）、高齢者世帯などに対して、書類

審査や実態調査をしたうえで、住宅困窮度合いの高い方から順に募集戸数分の方を入居予定者として登録するものです。

<申込用紙の配布>

募集期間中に限り都庁、市役所福祉総合相談窓口、東京都住宅供給公社募集センターで配布しています。

窓口および問い合わせ

東京都住宅供給公社募集センター TEL03-3498-8894

東京都住宅供給公社募集センター（総合案内テレホンサービス）

TEL03-6418-5546

狛江市福祉保健部福祉サービス支援室総合調整担当

TEL03-3430-1111（内線2273）

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分にできない場合に、母と子どもが一緒に利用できる児童福祉施設です。市が実施機関となりますので、入所については母子自立支援員との面接が前提となります。

<援護の内容>

居室を提供するほか、母子指導員による自立支援、就労支援などや少年指導員による子どもの学習指導などを行っています。

<費用> 所得に応じて月ごとの費用を負担していただきます。

窓口および問い合わせ

狛江市児童青少年部子育て支援課企画支援係

母子自立支援員 TEL03-3430-1111（内線2399）

こま
つた
とき
（相
談）

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
こ
ま
い

の
し
こ
と

こ
こ
も
の
こ
と
（保
育
・
育
成）

こ
こ
も
の
こ
と
（相
談）

こ
こ
も
の
こ
と
（就
学
援
助）

優
遇
制
度

しごとのこと

ここでは、仕事に関する各機関での支援策・制度について紹介します。

母子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母に、自立を援助するため就業に結びつく可能性が高い養成講座などを受講し、修了した場合、その講座の受講料の一部を支給します。

＜支給対象者＞ 市内在住の母子家庭の母で、次のすべての要件を満たす方

- 1 18歳に達する年度末までの児童（20歳未満で中度以上の障がいのある児童を含む）を養育している方
- 2 児童扶養手当の支給（全部支給または一部支給）を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
- 3 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない方
- 4 教育訓練講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められる方
- 5 原則として、過去に当該給付金の支給を受けていない方

＜対象講座＞ 次の講座で事前に市長の指定を受けた講座

- 1 雇用保険法に基づく教育訓練給付の指定教育訓練講座

例：医療事務・ホームヘルパー・調理師・税理士 など

＊指定内容は、「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」にまとめられており、ハローワークで閲覧できるほか、厚生労働省のホームページからでもご覧になれます。

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/1.html>)

- 2 その他、市長が特に必要と認めた講座

＜支給額＞ 対象講座修了後、受講料の20%

(受講料は入学金及び授業料に限る。上限10万円、4千円以下は支給対象外。)

＜審査＞

講座の指定や給付にあたっては審査を行います。審査の結果、給付できない場合もあります。下記へ電話予約の上、事前相談が必要です。

＜受講前の手続＞

下記へ電話予約の上、事前相談及び事前に対象講座指定申請が必要です。

窓口および問い合わせ

狛江市児童青少年部子育て支援課企画支援係

母子自立支援員 TEL03-3430-1111 (内線2399)

母子家庭高等技能訓練促進費

母子家庭の母が、就職に有利な看護師などの資格を取得するため 2 年以上の養成機関において修業する場合、一定期間につき経済的支援を行います。

＜支給対象者＞ 市内在住の母子家庭の母で、次のすべての要件を満たす方

- 1 18 歳に達する年度末までの児童（20 歳未満で中度以上の障がいのある児童を含む）を養育している方
- 2 児童扶養手当の支給(全部支給または一部支給)を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
- 3 修業期間が 2 年以上の養成機関において一定の課程を修業し、資格の取得が見込まれる方
- 4 就業または育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方
- 5 過去に当該訓練促進費の支給を受けていない方
- 6 高等技能訓練促進費と趣旨を同じくする給付を受けていない方
- 7 市税を完納している方

＜支給対象資格＞

- ・看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師
- ・理容師・美容師 ・その他上記に準じ市長が地域の実情に応じ特に認める資格

＜給付金の内容＞

1 高等技能訓練促進費

就業中の母の生活費の負担を軽減するため、修業期間の全期間について給付金を申請のあった当月分から支給します。

- ・支給額 市民税非課税世帯 月額 141,000 円
市民税課税世帯 月額 70,500 円
- ・支給期間 修業期間の全期間

＊ただし、平成 21 年 6 月 5 日から平成 24 年 3 月 31 日までに修業している者に限る

2 入学支援修了一時金

養成機関において養成課程を修了した方に対し、一時金を支給します。

- ・支給額 市民税非課税世帯 月額 50,000 円
市民税課税世帯 月額 25,000 円

＜審査＞ 給付にあったては審査を行います。審査の結果、給付できない場合もあります。

＜事前相談＞ 下記へ電話予約の上、事前相談が必要です。

窓口および問い合わせ

狛江市児童青少年部子育て支援課企画支援係

母子自立支援員 TEL03-3430-1111（内線2399）

こまつたとき
(相談)

年手
金当

のく
こ
ら
し

のす
こ
ま
い

のし
こ
こ
と

こども
のこ
と
(保育・育成)

こども
のこ
と
(相談)

こども
のこ
と
(就学援助)

優
遇
制
度

こまつたとき
(相談)

年手
金当

のく
こらし

のす
こまい

のし
こと

(保育・育成)
こどものこと

(相談)
こどものこと

(就学援助)
こどものこと

優
遇
制
度

東京都立職業能力開発センター

職業に必要な技術、技能を持っているかどうかは、有利な職業につけるかどうかを左右します。

従来の技術専門校を機能拡充した職業能力開発センターでは、100を超える訓練科目を設けて、技能習得に必要な訓練を行っています。受講期間は科目によって2ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年または2年などで、授業料がかかるコースとからないコースがあります。

母子家庭の母となって3年以内に、ハローワーク（公共職業安定所）を通じて受講する方で一定の要件に当てはまる場合には、その間、月額約14万円訓練手当と交通費が支給されます。詳細は、住所地管轄のハローワークへご相談ください。

窓口および問い合わせ

ハローワーク府中

TEL 042-336-8609

東京都就職チャレンジ支援事業

東京都では、一定所得以下の方を対象に、正社員への就職にチャレンジする意欲を持つ方に対して、職業訓練を行い、より安定した就業に向けてサポートします。

一人ひとりの適性や状況に合わせたきめ細やかな就業相談や訓練後の就職活動を支援します。ご利用は無料です。

<制度内容>

□施設内訓練（6ヶ月）

都立職業能力開発センターで13校実施します。機械、建築、電気など44コース

□委託訓練（3ヶ月）

民間教育訓練機関などで実施します。IT、事務など年間約60コースあります。

□受講奨励金

安心して職業訓練に専念できるよう、訓練中は受講日数に応じて、受講奨励金（月額約15万円）の支給を受けることができます。

※貸付対象者は、チャレンジ支援貸付（P21掲載）の対象者と同一ですので、ご確認ください。また、その他に応募要件がありますので、詳細については担当窓口までお問い合わせください。

窓口および問い合わせ

狛江市社会福祉協議会

TEL 03-3488-0294

ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワーク（公共職業安定所）は、求職者の希望と能力、適正にふさわしい情報を提供し、職業紹介を行うところです。また、就職後に職場でその能力が十分に発揮できるように、助言・援助も行っています。さらに、必要な場合は、公共職業訓練のあっせんも行います。

あらたに就職したり、転職をしたいとき、どういう職業につけばよいか迷っているときは、ハローワーク（公共職業安定所）に相談しましょう。

職業紹介、相談は無料で、個人の秘密は守られます。

また、ハローワークの附属施設としてワークプラザ等が各地にありますので、こちらもあわせてご利用ください。

都内ハローワーク、ワークプラザ等では、都内全域の求人を閲覧することができます。

ただし、雇用保険の受給手続きと職業訓練の申込みについては住所を管轄するハローワークのみとなりますので、ご注意ください。

施 設	所在地・電話	業務内容
ハローワーク府中 「京王線」府中駅 「JR 南武線・京王線」分倍河原駅	府中市美好町 1-3-1 Tel 042-336-8609	・職業相談 ・職業紹介 ・雇用保険受給手続等
調布国領しごと情報広場 「京王線」国領駅前	調布市国領町 2-5-15 コクティール2 階 Tel 042-480-8103	・職業相談 ・職業紹介
永山ワークプラザ 「京王線」京王永山駅 「小田急線」小田急永山駅	多摩市永山 1-5 ベルブ永山 4 階 Tel 042-375-0951	・職業相談 ・職業紹介

＊調布国領しごと情報広場には、マザーズコーナーがあります。

こま
つた
とき
(相談)

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
こ
ま
い

の
し
こ
と

こ
こ
ど
も
の
こ
と
(保育・育成)

こ
こ
ど
も
の
こ
と
(相談)

こ
こ
ど
も
の
こ
と
(就学援助)

優
遇
制
度

こま
つた
とき
(相談)

年手
金当

のく
こら
とし

のす
こま
とい

のし
ごと
と

こども
のこ
と
(保育・育成)

こども
のこ
と
(相談)

こども
のこ
と
(就学援助)

優
遇
制
度

東京しごとセンター

東京しごとセンターは、東京都が都民の雇用・就業を支援するために設置した「しごとに関するワンストップサービスセンター」です。

すべての年齢層の方を対象に、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かな就業相談やキャリアカウンセリング、職業紹介を行っています。また、企業・NPOなどの雇用以外の多様な働き方についても相談窓口を設置し、専門相談を行っています。

仕事と子育て、仕事と家庭の両立に関する相談については女性専用アドバイザーが対応します。また、1歳から6歳（未就学児に限る）までのお子様をお預かりする託児サービス（事前予約制）を無料で行っております。

窓口および問い合わせ

東京しごとセンター Tel 03-5211-1571

【平日】午前9時～午後8時 【土曜】午前9時～午後5時

【所在地】千代田区飯田橋 3-10-3

（JR 中央線・総武線飯田橋駅東口徒歩 7 分）

東京しごとセンター多摩

東京しごとセンター多摩は、「東京しごとセンター」の多摩地域における雇用就業支援の拠点としてサービスを提供しています。若年から高齢者まで幅広い年齢層の方に対して、キャリアカウンセリングを通して職業紹介をします。

自分に合ったしごとを探していただくため、経験豊富な就職支援アドバイザーが、二人三脚でサポートします。自己分析を始め、適職相談、面接対策など、きめ細かいアドバイスやカウンセリング、職業紹介を行います。子育てや仕事と家庭の両立に関する相談を受ける女性専用アドバイザーもおります。

窓口および問い合わせ

東京しごとセンター多摩 Tel 042-329-4510

【平日】午前9時～午後8時 【土曜】午前9時～午後5時

【所在地】国分寺市南町 3-22-10

東京都労働相談情報センター国分寺事務所 2 階

（JR 中央線・西武線国分寺駅南口徒歩 5 分）

マザーズハローワーク東京

マザーズハローワーク東京は、「仕事と子育ての両立を希望される方（男性も含む）をはじめ就職を希望するすべての女性を支援するハローワーク」です。予約制・担当制によるきめ細かな職業相談・職業紹介や、履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方等のアドバイス、各種セミナー、パソコン講習（マザーズ向け）も開催しています。お子様連れでも気軽に利用できるよう、チャイルドコーナー・授乳室なども設置しています。

窓口および問い合わせ

マザーズハローワーク東京 Tel 03-3409-8609
 【平日】 午前10時～午後7時 【土曜】 午前10時～午後5時
 【所在地】 渋谷区渋谷1-13-7 千秋ビル3階
 （渋谷駅宮益坂口から徒歩3分）

東京都母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭を対象に、ハローワーク、東京しごとセンター、区市町村、母子自立支援員、NPOと連携しながら相談から能力開発・職業紹介までの一貫した支援を行っています。

窓口および問い合わせ

東京都母子家庭等就業・自立支援センター Tel 03-3263-3451
 【月・水・金・土】 午前9時～午後5時 【火・木】 午前9時～午後8時
 【所在地】 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター7階
 （JR 中央線・総武線飯田橋駅東口徒歩7分）

母子家庭及び寡婦自立促進講習会

ひとり親家庭の母に対し、自立に必要な知識・技能の習得のため、パソコン講習会（1回3日間・18時間）を行っています。

＜対象者＞ 就業のためにパソコン技能の習得を希望する母子家庭の母及び寡婦

＜内 容＞ パソコン ワード・エクセル（初級・応用）

＜時 間＞ 午前9時～午後4時

窓口および問い合わせ

東京都母子家庭等就業・自立支援センター Tel 03-5261-8687
 ひとり親Tokyo ≪（財）東京都母子寡婦福祉協議会≫

こま
つた
とき
（相
談）

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
ま
い
と

の
し
ご
と

こ
ご
も
の
こ
と
（保
育
・
育
成）

こ
ご
も
の
こ
と
（相
談）

こ
ご
も
の
こ
と
（就
学
援
助）

優
遇
制
度

こまつたとき
(相談)

年手
金当

のく
こらし

のす
まい

のし
こと

(こども
のこ
と
保育・
育成)

こども
のこ
と
(相談)

こども
のこ
と
(就学
援助)

優
遇
制
度

生活サポート特別貸付事業

生活サポート特別貸付事業貸付金は、生活安定化総合対策事業の一環として、一定所得以下の方が就職に向けた職業訓練や講座を受講することを通じて、より安定的な就労や生活を確保することを支援するための無利子貸付金です。

<貸付金の種類>

生活資金無利子貸付金

安定した就労と生活に対する意欲のある方が、東京都が指定する職業訓練や講座を受講する際に必要な生活資金を貸付けます。

<貸付限度額> 600,000円

※訓練・講座ごとに貸付限度額が異なります（原則1ヶ月あたり10万円までを限度）

就職等一時金無利子貸付金

指定職業訓練等の受講修了後、就職先の内定した方で初回給料が出るまでの間の、転居・就職支度・技能取得に必要な資金を貸付けます。

<貸付限度額> 500,000円

※貸付対象者は、チャレンジ支援貸付（P21掲載）の対象者と同じですので、ご確認ください。また、講座や資金種類により個別の貸付条件があり、提出書類も異なりますので、詳細は担当窓口までお問い合わせください。

窓口および問い合わせ

狛江市社会福祉協議会

Tel 03-3488-0294

こどものこと（保育・育成）

ここでは、保育園や一時保育等の各制度を紹介していますので、ぜひご利用ください。

保育所（認可保育所）

保護者が日中家庭で児童の保育をすることができない事情にあるとき、保護者に代わって保育する施設です。

<入所申込用紙配布場所>

狛江市役所（児童青少年課保育係）、市内各保育園

<受付期間>

- 4月1日付入所希望 → 毎年12月頃に一斉受付を行います。
詳しくは11月1日号広報に掲載しますので、ご覧ください。
- 5月～翌年3月の各月 → 毎月20日（土日祝日の場合はその前日）に選考会議が開催
1日付入所希望 → されますので、その前日までに申込みをしてください。

<入所選考>

保育園の入所は、定員を超えて申し込みがあった場合は、保育にあたれない事由、希望順位等を考慮して入所者を決定していきます。

ひとり親家庭のための特別な入所枠はありませんが、保育所入所選考基準における調整指数により基準指数に加点されます。

<保育料>

ご家庭の所得の状況により保育料が異なります。

延長保育を利用する場合は、これとは別に延長保育料がかかります。

窓口および問い合わせ

狛江市児童青少年部児童青少年課保育係

TEL 03-3430-1111（内線2316・2317）

★詳細は、狛江市ホームページからもご覧いただけます。

*ホーム→暮らしのガイド→児童→保育園

こま
つた
とき
（相
談）

年手
金当

のく
らし
こと

のす
まい
こと

のし
こと
こと

こ
ど
も
の
こ
と
（保
育
・
育
成）

こ
ど
も
の
こ
と
（相
談）

こ
ど
も
の
こ
と
（就
学
援
助）

優
遇
制
度

認証保育所

東京都が認証した保育施設です。申し込みや空き情報については直接施設にお問い合わせください。詳細は、担当課にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

問い合わせ 狛江市児童青少年部児童青少年課保育係

TEL03-3430-1111（内線2317）

★詳細は、狛江市ホームページからご覧いただけます。

＊ホーム→暮らしのガイド→児童→認証保育所

市内保育室

認可外保育室の中には、一定条件を満たすことで、市が利用契約を結んでいる施設があります。家庭的な環境の中で、きめ細やかなサービスを提供する民間の福祉施設です。

現在は、「赤いほっぺ」と「あられ保育室」の2園が対象保育室です。

申し込みや空き情報については直接施設にお問い合わせください。詳細は、担当課にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

<入園料補助>

両保育室とも入園料の補助は、1人につき1回とし、金額は2万円を支給しています。

<保育料差額補助>

両保育室を利用している保護者の方に、保育料の一部を補助します。対象者は、市内に住所を有し、保育に欠けている児童の保護者で、該当月の保育料を保育室に納入している方です。補助額は、各施設の基本保育料、給食費、雑費を合算した額と認可保育園の保育料の差額（月額2万円を上限とする）です。

問い合わせ 狛江市児童青少年部児童青少年課保育係

TEL03-3430-1111（内線2317）

★詳細は、狛江市ホームページからご覧いただけます。

＊ホーム→暮らしのガイド→児童→認可外保育室

家庭福祉員

保護者が3歳未満の乳幼児の保育をすることができない事情があるとき、保護者に代わって保育する認可外保育施設です。

市が家庭福祉員として認定しており、一定の資格を持った方が家庭福祉員宅で家庭の雰囲気大切に保育します。

申し込みや空き情報については直接施設にお問い合わせください。詳細については、担当課にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

<家庭福祉員>

柳沢 芳子さん

【住所】狛江市東和泉1-26-19

【電話】03-3489-6168

<保育料差額補助>

家庭福祉員を利用している保護者の方に、保育料の一部を補助します。

対象者は、市内に住所を有し、保育に欠けている児童の保護者で、該当月の保育料を家庭福祉員に納入している方です。

補助額は、各施設の基本保育料、給食費、雑費を合算した額と認可保育園の保育料の差額（月額2万円を上限とする）です。

問い合わせ

狛江市児童青少年部児童青少年課保育係

TEL03-3430-1111（内線2317）

★詳細は、狛江市ホームページからご覧いただけます。

＊ホーム→暮らしのガイド→児童→家庭福祉員（保育ママ）

こま
つた
とき
（相談）

年
手
金
当

の
く
ら
し
こ
と
し

の
す
こ
ま
い
こ
と

の
し
こ
と
こ
と

こ
こ
ど
も
の
こ
と
（保育・育成）

こ
こ
ど
も
の
こ
と
（相談）

こ
こ
ど
も
の
こ
と
（就学援助）

優
遇
制
度

病児保育

お仕事や冠婚葬祭などの理由で、病気または病気やケガの回復期にあるお子様をご家庭で保育することが困難な場合に一時的にお預かりしています。医師と保育士（看護師）の連携でお預かりいたしますので安心です。ご利用には事前登録が必要です。

<対象>

次の3つの条件を満たしている方

- 1 市内にお住まいの小学校3年生までの児童
- 2 病児保育室に利用登録している方
- 3 保育園及び小学校が受け入れられない程度の「病後児」または「病児」で医師が病児保育室に入室可能と認めた児童

※保育時間や利用料など詳細はお問い合わせください。

問い合わせ

直接施設へまたは

粕江市児童青少年部子育て支援課企画支援係

TEL03-3430-1111（内線2312）

粕江すこやか病児保育室（野澤医院内）

【住所】粕江市猪方3-18-10

【電話】03-3489-2557

【携帯】090-8307-3635

※携帯番号は固定電話番号につながらない場合のみご利用ください。

★詳細は、粕江市ホームページからご覧いただけます。

＊ホーム→暮らしのガイド→児童→粕江すこやか病児保育室

一時保育

保護者の方が、病気などでお子さんを家庭で見ることができなくなったときに、一時的にお預かりをします。

家庭福祉員宅

＜対 象＞ 市内に住む生後57日から3歳未満の健康で集団保育が可能な乳幼児
※保育時間や利用料などの詳細は、お問い合わせください。

＜実施施設＞ 柳沢 芳子さん（家庭福祉員）宅 【住所】 狛江市東和泉1-26-19

問い合わせ・申し込み

狛江市子ども家庭支援センター 月～土曜日 午前9時～午後6時

【電話】03-5438-6606 【FAX】03-3489-5182

問い合わせ

狛江市児童青少年部子育て支援課企画支援係

Tel 03-3430-1111（内線2312）

狛江保育園

＜対 象＞ 集団保育が可能な満2歳から就学前の幼児
※障がい児、アレルギー児は要相談。薬のお預かりはできません。
※事前に保育園にて利用登録が必要です。
※保育時間や利用料などの詳細は、お問い合わせください。

＜実施施設＞ 狛江保育園 【住所】 狛江市西野川4-12-1

問い合わせ・申し込み

狛江保育園 【電話】03-3480-0069

問い合わせ

狛江市児童青少年部児童青少年課保育係

Tel 03-3430-1111（内線2317）

★詳細は、狛江市ホームページからご覧いただけます。

＊ホーム→暮らしのガイド→児童→一時保育

こまつたとき
（相談）

年手
金当

のく
こらし

のす
こまい

のし
ここと

こども
のここと
（保育・育成）

こども
のここと
（相談）

こども
のここと
（就学援助）

優
遇
制
度

ショートステイ

保護者の方が、病気などでお子さんを家庭で見ることができなくなったときに、市が指定する児童福祉施設で短期的に養育することにより、子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。宿泊または日帰りの利用ができます。

＜対 象＞ 市内に住む2歳から12歳の児童

※保育時間や利用料などの詳細は、お問い合わせください。

＜実施施設＞ 児童養護施設 二葉学園 【住所】調布市上石原2-17-7

【電話】042-482-2578

問い合わせ・申し込み

狛江市子ども家庭支援センター 月～土曜日 午前9時～午後6時

【電話】03-5438-6606 【FAX】 03-3489-5182

問い合わせ 狛江市児童青少年部子育て支援課企画支援係

Tel 03-3430-1111 (内線2312)

ファミリー・サポート・センター

地域で育児の援助を受けたい方（利用会員）と協力したい方（サポート会員）が会員となり、会員同士支えあうシステムです。

＜対 象＞ 生後57日から小学校在学児童 ※事前の登録（利用会員は説明会の出席、サポート会員は説明会の出席と講習会の受講）が必要です。

＜謝礼金＞

午前7時～午後7時 (月～金曜日)	児童1人1時間あたり 700円
上記以外の時間帯 土、日、年末年始、祝日	児童1人1時間あたり 800円

問い合わせ・申し込み

狛江市ファミリーサポートセンター 火～土曜日 午前10時～午後6時

【住所】狛江市中和泉3-12-6（和泉児童館内）

【電話】03-3480-1587 【FAX】03-3480-1732

★詳細は、狛江市ホームページからもご覧いただけます。

＊ホーム→暮らしのガイド→児童→子どもショートステイ

＊ホーム→暮らしのガイド→児童→ファミリー・サポート・センター

学童クラブ

保護者が就労等で、放課後帰宅しても面倒をみることができない家庭の子どもをあずかり保育します。

学童クラブには、「学童保育所」・「小学生クラブ」・「放課後クラブ」の3つがあります。

各クラブは、それぞれに対象児童の受入れ学年・実施時間・利用料金等異なりますので、詳細については、担当課にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

なお、翌年度4月からの入所は、一斉受け付けとなります。

※受け付け期間は年度により異なります。詳細は、担当課にお問い合わせください。

窓口および問い合わせ 狛江市児童青少年部児童青少年課児童青少年係

TEL 03-3430-1111（内線2318）

★詳細は、狛江市ホームページからもご覧いただけます。

＊ホーム→暮らしのガイド→児童→学童保育所・小学生クラブ・放課後クラブ

子育てひろば

主に0歳から3歳の子どもと保護者が集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場です。子育て相談もできます。お気軽に利用してみてください。

★保育園園庭解放「おひさま」

月2回、公立保育園6園の園庭を開放しています。開催日程の詳細は、広報こまえてご確認ください。または各園に直接お問い合わせください。また、私立保育園でも定期的に解放しておりますので併せてご確認ください。

★学童保育所午前開放「遊びの広場」

- ・東野川学童保育所 TEL 3480-8709
- ・猪方前原学童保育所 TEL 3489-2877

★和泉児童館「子育てひろば」 TEL 3480-1441

★岩戸児童センター「子育てひろば」 TEL 3489-5414

こま
（相
談）
た
と
き

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
こ
ま
い
と

の
し
こ
と

こ
こ
ど
も
の
こ
と
（保
育・
育
成）

こ
こ
ど
も
の
こ
と
（相
談）

こ
こ
ど
も
の
こ
と
（就
学
援
助）

優
遇
制
度

こどものこと(相談)

発達や養育のことなど子どもに関するお悩みでしたら、一人で悩まず、専門の機関にお気軽にご相談ください。

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターでは0歳から18歳までのお子さんとその家庭の相談を行っています。子どものこと、家庭のことで悩んでいる方、なんでもお気軽にお話ください。専門スタッフや専門相談員が対応いたします。電話相談やメール相談も受け付けています。

<相談日> 月～土曜日

<受付時間> 午前9時～午後6時

<相談専用ダイヤル> 03-5438-6605

<相談アドレス> tanpopo-kosodate@etude.ocn.ne.jp

窓口および問い合わせ

狛江市子ども家庭支援センター

【所在地】狛江市岩戸南3-15-1 岩戸児童センター2階

【電話】03-5438-6606 【FAX】03-3489-5182

子育て支援課

子どもと家庭に関するさまざまな相談を受け付けています。皆さんの不安や悩みをよい方向に進むようにお手伝いしますので、お気軽にご相談ください。

また、児童虐待の相談や通報なども受け付けています。電話相談も受け付けています。

<相談日> 月～金曜日

<時間> 午前8時30分～午後5時

窓口および問い合わせ

狛江市児童青少年部子育て支援課企画支援係

【所在地】狛江市和泉本町1-1-5 市役所3階(子育て支援課窓口)

TEL03-3430-1111(内線2312)

児童相談所

<児童相談所とは>

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置された相談機関です。

1 8歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。相談は無料で、個人の秘密は守られます。

<専門のスタッフがいます>

児童福祉司（ソーシャルワーカー）、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談、支援を行います。

<このような相談に応じています>

- 1 保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子どもが家庭で生活できなくなった。
- 2 虐待など子どもの人権に関わる問題がある。
- 3 わがまま、落ち着きがない、いじめ、不登校、などの心配がある。
- 4 知的な遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、虚弱、自閉傾向がある。
- 5 家出、盗み、乱暴、性的いたずら、薬物使用等非行がある。
- 6 里親として家庭で子どもを育てたい。

<次のような支援があります>

- 1 面接相談を行い、助言や内容により他機関のご紹介をすることもあります。
- 2 緊急に子どもの保護が必要な場合、行動観察が必要な場合等に一時保護します。
- 3 家庭で子どもの養育ができない事情が生じた場合、児童福祉施設や養育家庭でお預かりします。
- 4 知的障害の子どもの支援として愛の手帳の交付を行います。
- 5 児童相談センター治療指導課における指導の利用について、決定を行います。

<相 談> 月～金曜日 午前9時～午後5時 電話で予約することをおすすめします。

※虐待等、緊急性のある相談には、土曜日、日曜日、祝日、夜間（年末年始を含む）も、児童相談センター（TEL 03-3208-1121）で対応します。

窓口および問い合わせ

世田谷児童相談所

【所在地】世田谷区桜丘5-28-12

【電 話】03-5477-6301 【FAX】03-5477-6300

こまつたとき
(相談)

年手
金当

のく
こらし

のす
こまい

のし
ここと

こどものこと
(保育・育成)

こどものこと
(相談)

こどものこと
(就学援助)

優
遇
制
度

こどものこと（就学援助）

子どもの就学のためにお金が必要なときは、母子福祉資金・女性福祉資金・生活福祉資金の「修学資金」・「就学支度資金」等の貸付制度が利用できますが（P16～20記載）、ほかにも各種の育英資金、奨学金など就学援助の制度があります。

ご利用には要件がありますので、詳細は各団体等にお問い合わせください。また、各ホームページからでも確認ができます。

独立行政法人日本学生支援機構奨学金

<問い合わせ先>

在学している学校または、独立行政法人日本学生支援機構 Tel0570-03-7240
※申込手続は在学している学校を通じて行います。 (ナビダイヤル)

東京都育英資金

<問い合わせ先>

(財) 東京都私学財団 (育英資金担当) Tel03-5206-7929

病気・災害・自死遺児育英制度 あしなが育英会

<問い合わせ先> あしなが育英会奨学課 Tel03-3221-0888

交通遺児育英会

<問い合わせ先> (財) 交通遺児育英会 (奨学課) Tel03-3556-0773

国の教育ローン

<問い合わせ先> 日本政策金融公庫 Tel0570-008656
(教育ローンコールセンター・ナビダイヤル)

義務教育就学援助

<問い合わせ先>

狛江市教育部学校教育課学事給食係 Tel03-3430-1111 (内線2323)

狛江市奨学生

<問い合わせ先>

狛江市教育部学校教育課学事給食係 Tel03-3430-1111 (内線2323)

優遇制度

制度によってそれぞれ要件が異なりますが、税金関係など各種優遇制度があります。
対象の方はご申請ください。

税の軽減

寡婦世帯・寡夫世帯の方で、一定の要件にあてはまる場合には、申告により、所得税・住民税の課税対象となる所得金額から一定額を差し引くことができます。

詳細は、担当窓口へお問い合わせください。

窓口および問い合わせ

給与所得のみの方は、給与支払者へ

その他の方のうち、確定申告をする方は、武蔵府中税務署（042-362-4711）へ

確定申告をしない方は、狛江市市民生活部課税課住民税係

TEL03-3430-1111（内線 2204・2263・2264・2266）へ

市・都民税の非課税

1月1日現在次に該当する方は、申告等により市・都民税（所得割・均等割）が課税されません。

①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

②障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方

窓口および問い合わせ

狛江市市民生活部課税課住民税係

TEL03-3430-1111（内線 2204・2263・2264・2266）

利子非課税制度

身体障害者手帳交付対象者や遺族基礎年金、寡婦年金を受給している方は、預貯金等について一定の手続により非課税になります。

窓口および問い合わせ

各金融機関にお問い合わせください。

こまつたとき
(相談)

年手
金当

のく
こらし

のす
こまい

のし
ここと

こども
(保育・育成)

こども
(相談)

こども
(就学援助)

優
遇
制
度

児童扶養手当支給対象者優遇制度

JR 通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当受給者または同一の世帯員で、JR を利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を 3 割引で購入できます。

児童扶養手当を受給している世帯で対象の方は、児童扶養手当証書、印鑑、写真（6 ヶ月以内撮影、正面上半身、縦 4 cm×横 3 cm）をご持参の上、市役所子育て支援課の窓口で手続きをしてください。申請により「特定資格証明書」と「特定用定期乗車券購入証明書」が交付されます。

窓口および問い合わせ

粕江市児童青少年部子育て支援課手当助成係

TEL03-3430-1111（内線2314）

都営交通の無料乗車券

児童扶養手当受給者または同一の世帯員のうち、一人に限り、都営交通（都電、都バス、都営地下鉄）の無料乗車券が交付されます。

無料乗車券は 1 年有効で、毎年 10 月 1 日から更新されます。（更新手続きは 9 月初旬頃からです。）

申請には、児童扶養手当証書と印鑑をご持参の上、市役所子育て支援課の窓口で手続きしてください。

窓口および問い合わせ

粕江市児童青少年部子育て支援課手当助成係

TEL03-3430-1111（内線2314）

水道・上下水道料金の減免

児童扶養手当の受給世帯は申請により、上水道料金・下水道料金の基本料金の免除と従量料金の一部が減免されます。

申請には、児童扶養手当証書と印鑑をご持参の上、市役所子育て支援課の窓口で手続きしてください。なお、市内転居された場合も変更手続きが必要となります。

窓口および問い合わせ

狛江市児童青少年部子育て支援課手当助成係

Tel 03-3430-1111（内線2314）

家庭用ごみ指定収集袋の減免

児童扶養手当の受給世帯は申請により、家庭用ごみ指定収集袋を年度単位で年間一定枚数を限度として無料配布されます。

申請には、児童扶養手当証書と印鑑をご持参の上、清掃課（ビン・缶リサイクルセンター）の窓口で手続きしてください。

窓口および問い合わせ

狛江市建設環境部清掃課（ビン・缶リサイクルセンター）

Tel 03-3488-5300

粗大ごみ収集手数料の免除

児童扶養手当の受給世帯は申請により、粗大ごみ処理手数料が免除されます。

申請には、児童扶養手当証書をご持参の上、清掃課（ビン・缶リサイクルセンター）の窓口で手続きしてください。

※電話申請も受け付けています。

窓口および問い合わせ

狛江市建設環境部清掃課（ビン・缶リサイクルセンター）

Tel 03-3488-5300

こまつたとき
(相談)

年
手
金
当

のく
こ
ら
し

のす
こ
ま
い

のし
こ
と
と

こ
ど
も
の
こ
と
(保育・育成)

こ
ど
も
の
こ
と
(相談)

こ
ど
も
の
こ
と
(就学援助)

優
遇
制
度

＊関係機関一覧

名 称	電 話	〒	所在地
狛 江 市 役 所	03-3430-1111	201-8585	狛江市和泉本町1-1-5
狛江市子ども 家庭支援センター	電話 03-5438-6606 FAX 03-3489-5182	201-0005	狛江市岩戸南3-15-1 岩戸児童センター 2階
世田谷児童相談所	03-5477-6301	156-0054	世田谷区桜丘5-28-12
狛江市ファミリー・ サポート・センター	03-3480-1587	201-0012	狛江市中和泉3-12-6 和泉児童館内
府中社会保険事務所	042-361-1011	183-8505	府中市府中町2-12-2
ハローワーク府中	042-336-8609	183-0045	府中市美好町1-3-1
調布国領しごと 情報広場	042-480-8103	182-0022	調布市国領町2-5-15 コクティール2階
永山ワークプラザ	042-375-0951	206-0025	多摩市永山1-5 ベルブ永山4階
狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294	201-0013	狛江市元和泉2-35-1 あいとびあセンター内
ひとり親Tokyo (財) 東京都母子寡婦福祉協議会	03-5261-1341	162-0823	新宿区神楽河岸町1-1 セントラルプラザ5階

＊インターネットで情報収集

サ イ ト	アドレス	内 容
ひとり親Tokyo	http://www.tobokyou.net	サイト内にある「東京ムーヴ」は、東京都全域のひとり親家庭の皆さんの会です。年に数回、レクリエーションや研修を行い、親子で一緒に遊んだり、話し合いをしたりして仲間作りをしています。
とうきょう福祉 ナビゲーション	http://www.fukunavi.or.jp/	東京都内の福祉サービスを知りたい、利用したい方にとって参考となる情報を提供しています。「子ども」「障がい者（児）」「ひとり親・女性」等を対象としたサービス施設等を利用するにあたり、第三者の評価を参考にすることもできます。
東京ウィメンズプラザ	http://www.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp/	男女平等社会に向けて、女性問題解決に取り組む具体的な活動状況等の情報を入手することができます。また、ネット上に「配偶者暴力（DV）被害者ネット支援室」があり、具体的な相談等も紹介しています。
東京都 医療機関案内サービス ひまわり	http://www.himawari.metro.tokyo.jp/	都内の医療機関の名称・所在地・診療科目や診療日・診療時間の情報を調べたり、休日や夜間の当番医もさがせます。またこの他にも、「こども医療ガイド」・「暮らしの中の医療情報ナビ」というwebサイトからは医療についての様々な情報が受けられます。
フレイフレーネット	http://www.2020net.jp	仕事をしながら家事や子育て、介護などをごがんばるかたをサポートするために、21世紀職業財団が運営するサイトです。「育児」、「介護」、「家事代行」に関する全国の情報が、公共のものから民間のものまで検索できます。

ひとり親家庭のしおり （刊行物番号）H21-16
平成21年12月発行

編集及び発行 粕江市児童青少年部子育て支援課
粕江市和泉本町一丁目1番5号

電 話 03（3430）1111（代表）

FAX 03（3430）6870

庁内印刷